



平成 20 年 1 月 25 日

各 位

会 社 名：丸山工業株式会社  
( J A S D A Q コード番号：3 5 8 8 )  
代表者名：代表取締役社長 北 村 哲 彦  
問合せ先：取締役総務部長 清 水 佳 彦  
( T E L : 0 5 8 4 - 2 7 - 4 1 4 6 )

## 定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得 に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 19 年 11 月 9 日付「定款一部変更等及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」（以下、「平成 19 年 11 月 9 日付当社プレスリリース」とします。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式（以下において定義します。）の全部の取得について、臨時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成19年11月9日付当社プレスリリースにてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社による当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得（以下あわせて「本定款一部変更等」といいます。）について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

##### 定款一部変更その1

当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設します。

##### 定款一部変更その2

上記 による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下、「全部取得条項」とい

います。)を付すこととします。以下においては、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、「全部取得条項付普通株式」とします。

全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する場合において、その対価として、当社種類株式(A種株式)を全部取得条項付普通株式1株あたり92万分の1株の割合で交付する旨を定めることとします。

#### 全部取得条項付普通株式の取得

会社法第171条並びに上記 及び による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社は、株主様から当社の全部取得条項付普通株式全て(当社が有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに、株主様に対して、取得対価として上記割合によりA種株式を交付します。これにより、泉以外の各株主様に対して割当てられるA種株式は、1株未満の端数となる予定です。

## 2. 当社定款の一部変更(本定款一部変更等のうち 及び )の承認決議

### (1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。その内容は、平成19年11月9日付当社プレスリリースにおいて「定款一部変更その1」としてお伝えしたとおりです。

また、本定款一部変更等の は、本臨時株主総会における第2号議案および本種類株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。その内容は、平成19年11月9日付当社プレスリリースにおいて「定款一部変更その2」としてお伝えしたとおりです。

### (2) 定款一部変更の効力の発生

本定款一部変更等の 及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。

本定款一部変更等の の効力は、上記の通り本定款一部変更等の が承認されたことにより、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決をもって、平成20年3月3日(月)に発生いたします。

### 3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち）の承認決議

#### （1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成19年11月9日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第171条および本定款一部変更等のうち及びによる変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうちによって設けられるA種株式を、全部取得条項付普通株式1株につき92万分の1株の割合をもって交付するというものです。

なお、かかる比率による割当ての結果、泉株式会社以外の株主様に対して当社が交付するA種株式は1株未満の端数となる予定です。

#### （2）取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうちの効力発生を条件として、平成20年3月3日（月）（以下、「取得日」とします。）に発生いたします。

#### （3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続（予定）

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、当社は、本定款一部変更等のによって設けられるA種株式を、全部取得条項付普通株式1株につき92万分の1株の割合をもって交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券（本日現在当社の発行する全ての株券が該当します）は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券をご所有の方はその株券を株券提出期間（平成20年1月28日（月）から平成20年3月3日（月））までに別途お知らせする事務取扱場所までご提出下さいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付されるA種株式の数に1株未満の端数が生じる場合には、1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます）に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社自身がこれを買取することを予定しております。この場合のA種株式の買取金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する

当社普通株式数に240円を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

上記買取価額の設定根拠につきましては、平成19年11月9日付当社プレスリリースをご参照下さい。

なお、A種株式につきましては上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当しますので、平成20年1月26日から平成20年2月25日までの間整理ポストに割り当てられた後、平成20年2月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

#### (4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

株主様に宛てた株券提出通知及び定款変更通知の発送	平成20年1月25日(金)
株券提出公告は平成20年1月23日(水)に実施しております。	
整理ポストへの割当て	平成20年1月26日(土)
株券提出手続の開始日	平成20年1月28日(月)
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成20年2月25日(月)
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成20年2月26日(火)
A種株式割当の基準日	平成20年3月2日(日)
株券提出の期限	平成20年3月3日(月)
当社による全部取得条項付普通株式の取得及びA種株式交付の効力発生日	平成20年3月3日(月)

以上